

第 6 号様式

随意契約について

公表年月日	令和 8 年 7 月 1 日
担 当 課	和名ケ谷クリーンセンター

契約業者名・住所	カナデビア環境サービス株式会社 神奈川県川崎市川崎区南町 1 番 1
工事等の名称	和名ケ谷クリーンセンター運転管理業務委託
工事等の場所	松戸市和名ケ谷 1 3 4 9 番地の 2
種 別	委託
工事等期間	令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで
契約金額	2 5 8, 2 9 7, 6 0 0 円
工事等の概要	和名ケ谷クリーンセンターの運転・管理を行う
随意契約の理由	和名ケ谷クリーンセンターは、仕様書発注による性能保証付き責任設計・施工方式により、カナデビア株式会社が建設した清掃工場であり、万全な運転管理体制による適正な運転管理によって、その機能を十分に発揮し、市民の生活環境を保全することはもとより、周辺地域に信頼され、地域に融和した公共施設である必要があります。 従って、運転管理業務については、清掃工場の信頼を高め、安全で安定した操業を確実なものとするため、プラントメーカー系列の運転管理会社に発注することが、下記の理由からも現実的且つ合理的であると判断いたします。 (1) 和名ケ谷クリーンセンターは、仕様書発注による建設事業で完成した施設で、プラントメーカー責任の大きい施設であるため、運転従事者の技量及びプラントメーカーのバックアップが必要不可欠である。

	（２）各々施設がオーダーメイドで建設されることから主軸となる従事者は、プラントメーカーの運転訓練を受けた経験のある者で運転されることは勿論のこと、常に運転に必要な従事者の確保が保証されていることが必要不可欠である。 （３）上記のことから、プラントメーカーの設計部門による支援が不可欠な施設であり、運転管理上で障害が発生した場合でも早急な対応と支援が組まれていなければならない。 よって、プラントメーカーであるカナデビア株式会社より運転管理業務を移管された、カナデビア環境サービス株式会社が実施することが最適と判断されますので、地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号および松戸市財務規則第１３８条第１項第１号の規定により、随意契約とするものです。
--	---